

緑の風 FAX版



JR 東労組ホームページ

NO. 61 2020年2月10日 JR東労組

中央委員による全会一致の決定に基づき、指令を发出! 【指令第39号】

第46回定期中央委員会での決定について

中央本部は、分裂策動の事態に直面し、臨時第11回中央執行委員会（2020.2.9）において、水戸地方本部、東京地方本部、八王子地方本部の執行委員らの制裁申請を決定した。同時に組織運営上重大な支障があると判断し、執行権の停止ならびに組合員権の一部停止についても決定した。

これに伴い、水戸地方本部、東京地方本部、八王子地方本部の執行体制が成立しない状況となり執行が不可能となるため、中央本部は組織運営に関する緊急措置について、下記のとおり、第46回定期中央委員会に提案し、全会一致で承認・決定したので指令する。

記

1. 規約第15条、規約第16条、規約第17条および規約第34条1項(1)(2)(6)に基づき、水戸地方本部、東京地方本部、八王子地方本部の組織運営は、今後中央本部が行う。
2. 水戸地方本部、東京地方本部、八王子地方本部に本部派遣を行う。
水戸地方本部に対する派遣者は徳野幸久中央執行副委員長、上原潤一中央執行委員、山田知中央執行部員とし、派遣代表を徳野幸久中央執行副委員長とする。
東京地方本部に対する派遣者は柳明則、熊谷茂各中央執行部員とし、派遣代表を柳明則中央執行部員とする。
八王子地方本部に対する派遣者は佐藤英樹中央執行委員、福田潤一中央執行部員とし、派遣代表を佐藤英樹中央執行委員とする。
3. 本部派遣の許可無く水戸地方本部、東京地方本部、八王子地方本部内の全機関役員は地本事務所の出入を禁止する。
4. 「JR東労組東京地本を守る会」「組合員のためのJR東労組を守る八王子の会」に協力を要請する。
5. 全地方本部は、この組織決定を全組合員に周知徹底し、水戸地方本部、東京地方本部、八王子地方本部の良心的組合員と共に、地方本部の再確立に向け組織の強化を図ること。

以上

**本部は、水戸・東京・八王子地本の良心的な組合員と共に、
「組合員のための地本」の再確立を目指して取り組みます！**